

第11回平塚市景観審議会会議録

第11回平塚市景観審議会

- 1 日 時 平成26年10月27日（月）
午前11時20分～午後12時15分
- 2 場 所 平塚市役所本館6階 619会議室
- 3 出席委員 4名
野原卓、水沼淑子、服部勉、橋本聰
- 4 欠席委員 1名
宮川理香
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 難波修三
まちづくり政策課
課長 小野間孝
課長代理 岸正人
主任 中川純代
主事 伊原聰
技師 中島大輔
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 1名
- 8 あいさつ
- 9 議事
(1) 意見聴取 議案第8号 景観重要樹木の指定
(2) 報 告 天沼地区地区計画区域の景観形成について

[審議会開会 午前11時20分]

(会長)

それではこれより第11回平塚市景観審議会を開会いたします。先ほど、事務局から定足数に達しているとの連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の会議は、平塚市情報公開条例に基づき、公開での審議となりますのでよろしくお願ひいたします。また、本日の審議会の議事録署名人を、私と服部委員といたしますので、ご了承お願ひいたします。

それでは次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず、本日の会議の傍聴を希望しておられる方は、先ほどご報告がありましたように1名いらっしゃいます。それでは傍聴者の入場をお願いいたします。

本日の会議の傍聴をされる方に申し上げます。先ほど事務局からお渡しいたしました傍聴者の遵守事項をお守りください。守られない場合は、平塚市景観審議会傍聴要領に従いまして退場していただくことがありますので、ご承知おきください。

それでは、早速議事に入ります。議案第8号「景観重要樹木の指定」を議題といたします。本日、平塚市長からの諮問を受け、本審議会が答申をする案件でございます。後ほど採決をとりますので、ご承知おきください。それでは、事務局より早速説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、改めましてこんにちは。まちづくり政策課の岸と申します。私のほうからは、景観重要樹木の指定について、ご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきたいと思います。

本日はパワーポイントの画面にてご説明をさせていただきますので、スクリーンをご覧いただきたいと思います。ご覧のとおりの順番で説明を進めさせていただきます。まず、報告事項です。1、景観重要樹木の指定の経過。2、樹木医調査の実施。詳細につきましては事前配付資料に記載しております。1につきましては資料1-1、2につきましては資料1-2になります。次に議案第8号としまして、景観重要樹木の指定につきましてご審議をお願いいたします。

それではまず、これまでの景観審議会においても報告をさせていただきましたが、第2回の景観重要樹木の指定の経過について説明いたします。今回の重要樹木の指定にあたっては、まず、候補樹木の公募を行いました。公募により推薦された樹木の中から、所有者に事前承諾がとれた樹木に対し、評価項目①②③の評価を行いました。ここまでが、前回までの景観審議会で報告をさせていただいた内容となります。

その後、次の項目でご説明する内容となりますが、すべての評価項目を満たした樹木を対象に、樹木医による健全性の調査を検討、実施いたしました。調査により健全性の確認がとれた樹木について、所有者の承諾をとりました。前回までに報告をした評価項目①②③を満たした候補樹木は、次の4件となります。1、平塚市総

合公園 スダジイ。2、平塚市総合公園 クスノキ。3、東海大学 ケヤキ並木。4、渋田川 サクラ並木。これら4件の樹木がすべての評価項目を満たしたため、次の樹木医による健康状態の調査の検討・実施となりました。

続きまして、2、樹木医調査の実施についてご説明いたします。まず、調査の目的です。専門的な樹木医の調査により、候補樹木が景観重要樹木としてふさわしい健康状態を保っているかどうかを判断するために実施いたしました。健康な状態を保っているかどうか、ということを判断するために、事前に各樹木の所有者に対して、健全性についての確認をするなど、樹木医調査の対象となる樹木を整理いたしました。表の上3つになりますが、スダジイ・クスノキ・ケヤキ並木の3件については、樹木医による調査や専門業者による維持管理等によって適切に管理されており、健全性に問題ないと判断したため、樹木医による調査は不要といたしました。

渋田川のサクラ並木については、専門業者等による管理や樹木医の調査が実施されておらず、健全性の確認がとれないことから、樹木医による調査を実施いたしました。樹木医の調査の様子はご覧のとおりです。平塚市造園協会から派遣されました3名の樹木医により、渋田川堤防のサクラ並木の診断が行われました。サクラ並木の樹木を1本ずつ、外観調査と打診を実施いたしました。調査では、ご覧のようにカミキリムシによる食害が発見されました。一部の課題がございますが、虫害のダメージを上回る成長を見せており、良好な状態であるという樹木医からの診断をいただきました。樹木医の調査結果をまとめますと、ご覧のとおりになります。虫害など課題はあるが、全体として良好な状態である。2つ目としまして、土壌の状態が非常によく、樹齢も若く、樹勢も比較的良好である。3つ目、健全からおおむね健全の判定結果の樹木が、並木全体の89%を占める、となります。以上のことから、渋田川のサクラ並木は健全な状態であると判断いたしました。

これらの4件の候補樹木がすべての評価項目を満たし、樹木医の調査などにより健全性の確認がとれ、所有者からの最終確認も得ることができたことから、指定の候補樹木として決定いたしました。

それでは、議案第8号、「景観重要樹木の指定」につきまして、樹木を改めて簡単に説明申し上げます。まず、平塚市総合公園 スダジイです。所在地は平塚市総合公園の平塚球場の付近にございます。樹種はスダジイで、本数は1本となります。続きまして、平塚市総合公園 クスノキです。所在地は平塚市総合公園の野外ステージ付近にあります。樹種はクスノキで、本数は1本でございます。3つ目でございますが、東海大学のケヤキ並木です。所在地は平塚市北金目の東海大学の中央通りにございます。約190本のケヤキ並木でございます。最後に、渋田川 サクラ並木です。平塚市豊田打間木の鷹匠橋付近の渋田川堤防付近にございます。約90本のソメイヨシノ並木となります。

以上、4件の候補樹木について、景観重要樹木として指定をいたしたく、諮問をいたします。本日配付いたしました諮問書の写しを読ませていただきます。

「本市では、平成24年3月に景観重要樹木第1号として「総合公園 メタセコ

イアの並木」を指定しており、景観重要樹木第2号以降の指定に向けて第8回景観審議会から報告してまいりました。このたび、標記の件について、候補樹木の選定を行った結果、次の樹木を指定候補としましたので、貴審議会の御意見をいただきたく諮詢いたします。」どうぞご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(会長)

議題につきまして、事務局より報告がございました。プロセスを経て慎重に選ばれた4件が候補になっておりますので、ただいまのご説明について、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。順不同で結構ですので、ご意見・ご質問があればよろしくお願ひいたします。

(委員)

樹木の健全性というのは、所有者に聞いて、もしも所有者が良好ですと言ったら、樹木医による調査は行わないということですか。

(事務局)

事前に確認をした内容としましては、過去に樹木医による調査があったか、何か専門的な方が入られて日常的に管理されているかということを、各樹木の所有者に確認をさせていただいたところ、総合公園のスダジイとクスノキの2つの樹木につきましては、過去に平塚市の保全樹として樹木医の診断があったというところです。また、市として、平塚市まちづくり財団という事業所に、日常の管理を委託しておりますと、通常樹木医の診断を得た結果、日常の管理も適切に行われているといった回答がございましたので、健全なものであると確認・判断をさせていただいたところになります。

東海大学のケヤキ並木につきましても、樹木医による調査・診断等は過去10年間ではなかったのですが、東海大学は樹木の管理を専門の業者に委託をしており、日常、剪定や必要に応じて病害虫の駆除等を行っていると回答がございましたので、こちらの並木についても健全であるものといたしまして、樹木医の調査については実施をしなかったところになります。

渋田川のサクラ並木について、渋田川プロムナードプランという市民団体の代表者の方に確認をしたところ、このサクラは平成6年に植生した並木になるのですが、それ以降専門の方の診断等は特に行ってなく、日常の管理の中でも、ソメイヨシノが余り強くない樹木であるといった性質から、少し健全性について不安があるという回答がございましたので、樹木医診断を実施したところとなっております。

(委員)

診断不要という書き方は適切なのか疑問に感じます。市は、樹木が健全であると所有者が判断したら樹木医診断は実施しないということになりますよね。最近は樹

木に関する事故が多いので、市が景観重要樹木を指定するからには、その書き方は気をつけたほうがいいのではと思います。

(会長)

過去の履歴などを記入するといった方法がよいのでしょうか。

(委員)

聞き取りだけで判断するのではなく、こういう状態なので今回は診断を行わないと理由等を書いた方がよいと思います。

(事務局)

かしこまりました。

(委員)

総合公園のスタジイですが、大分支柱から外れており、適切な管理とは言いにくいので、管理者と協議してください。

(事務局)

管理者と協議をしていきたいと思います。

(委員)

樹木の情報で幹周 6 メートルというのは、どこを測り 6 メートルとしたのですか。

(事務局)

根鉢の上端より 1. 2 メートル上がったところです。

(委員)

胸高直径や胸高幹周で測っているということですね。株足から 6 本生えている樹木の胸高幹周を測り、6 メートルということであれば、株足から何本立ちと書かないと、不適切ではないでしょうか。

(会長)

今のご指摘の点は、今後いろいろな機会に情報として公開されるので、やはり正確な情報にした方がいいと思います。ここに加える形でよろしいでしょうか。どのような表現にするかは、後でご意見をいただいて書きかえるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そのようにいたします。

(会長)

それから、樹木医診断の資料については、公表されるのでしょうか。

(事務局)

議案第8号の内容を指定の資料として、ホームページ等で基本的に公表し、将来にわたって永久的に縦覧する資料となります。今、ご指摘があった件については、適正な公表の仕方が望ましいと思いますので、若干修正したいと思います。樹木医等の状況や背景については、あくまで参考資料なので、今後ホームページ等で公表するかは、今後研究・検討したいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。次回以降の景観重要樹木の指定に関しては、今のご意見をもとに、少し備考欄に加えることができるといいのではないですか。

そのほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

(委員)

東海大学と渋田川は、どちらとも民間であり平塚市の管理ではなく、渋田川については、地元の団体が植えかえをされているのだと思います。それ自身は、基本的にはいいと思っているのですが、その後の確認として、植えかえた状況など、景観重要樹木になった後のチェック体制は、どういう形で行われるのか、教えてください。

(事務局)

先日、管理者の方と打ち合わせをさせていただいた内容では、例えば、数本の範囲であれば、植えかえていただく分には全然差し支えないという説明はさせていただいております。東海大学ですと、キャンパスの中ですので、例として、建物を新たに建築する際に、ケヤキの本数が約190本から180本となってしまうなどのお話があれば、その場合は、まちづくり政策課にご連絡とご協議をいただくことで、ご了解を得ているところであります。今後も適宜連絡を取り合っていくなどし、詰めていきたいと思っております。

(委員)

約という表現が、非常に絶妙といいますか微妙な表現にはなっていると思います。健全な側に使われるのはいいと思うのですが、約だとやめてもいいのかという考えが起きたときに、トラブルになるのではと思いました。何か届出のようなチェック

の体制があってもいいのかという気がします。

(事務局)

今のご指摘の件に関連してですが、指定をさせていただいた樹木については、定期的な報告の義務というのではないのですが、枯れたり滅失の恐れがある場合など健康状態が異常になった時には、直ちに市のほうに報告していただくということで、管理上の規定が義務づけされているところでございます。私どもも、外出する際には、時間を見つけて、そういうものについては調査というわけではないのですが、目視で確認をさせていただきたいと考えています。

(委員)

例えばその中の数本に滅失があった場合も報告するという理解でしょうか。

(事務局)

その通りです。明らかに並木としての体をなさなくなってしまった場合には、報告していただきます。

あと、景観重要樹木の管理要領がございまして、必ず年1回、健康状態を点検するということが規定されております。異常がある場合には市に報告をしていただくこととなっております。

(会長)

その点検をするのは、所有者が点検するのですか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

これから景観重要樹木がふえたら隔年の点検・確認になるかもしれません、現在は、それほど件数が多いわけではないので、市でも年2回ほど、点検・確認をする必要があるのではないかでしょうか。今は比較的パブリックなものが景観重要樹木に指定されていますが、プライベートなものを景観重要樹木に指定することになると、市が点検・確認することで樹木を大事にしてほしいという意図がちゃんと伝わるのかと思います。

(委員)

総合公園のスダジイとクスノキが指定されると、保存樹木の看板と景観重要樹木の看板が設置されると思うのですが、複数の看板が設置されると乱雑になり、それが景観を阻害しているということも考えられるので、そこをうまく配慮していただ

きたいと思います。

また、並木には表と裏があります。本日、メタセコイアを拝見した時に、看板の裏側が見えたのと、裏側から来た場合、回り込まないと看板に書かれた内容が見えなかつたので、予算のこともあるとは思いますが、並木の場合は少なくとも両側に表示すると、非常にいいのかと思います。

(会長)

ついでに看板について言いますと、大学の中などであれば、英語表記のようなものも、必要になるのかと思います。それも合わせて、指定された後に、ご検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

(会長)

それでは、ほかにご意見がないようですので、ここで候補樹木1本ずつ採決をしていきたいと思います。

議案第8号「景観重要樹木の指定」について、事務局から提案がありました平塚市総合公園のスダジイについて、景観重要樹木に指定することに異議ございませんか。

(異議なし)

(会長)

ご異議なしということですので、議案第8号「景観重要樹木の指定」について、ご提案がありました平塚市総合公園のスダジイについて、指定することで決定いたしました。

次に、議案第8号「景観重要樹木の指定」について、事務局から提案がありました平塚市総合公園のクスノキについて、景観重要樹木に指定することに異議ございませんか。

(異議なし)

(会長)

ご異議なしということですので、議案第8号「景観重要樹木の指定」について、ご提案がありました平塚市総合公園のクスノキについて、指定することで決定いたしました。

次です。議案第8号「景観重要樹木の指定」について、事務局から提案がありました東海大学のケヤキ並木について、景観重要樹木に指定することに異議ございませんか。

(異議なし)

(会長)

ご異議なしということですので、議案第8号「景観重要樹木の指定」について、ご提案がありました東海大学のケヤキ並木について、指定することで決定いたしました。

最後です。議案第8号「景観重要樹木の指定」について、事務局から提案がありました渋田川のサクラ並木について、景観重要樹木に指定することに異議ございませんか。

(異議なし)

(会長)

ご異議なしということですので、議案第8号「景観重要樹木の指定」について、ご提案がありました渋田川のサクラ並木について、指定することで決定いたしました。

ここで、皆様に答申書の作成について私から提案させていただきたいと思います。以前、答申書はその場で作成していたのですが、速やかな議事の進行のために、後日作成するものとしたいと思います。答申書の作成は、会長に一任とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ご了承をいただきましたので、そのようにさせていただきたいと思います。それでは、本日の議決決定に関する答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じます。作成した答申書の写しは、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ご異議なしということですので、そのように決定させていただきたいと思います。ありがとうございました。これで新たに景観重要樹木を4件決定いたしました。事務局もいろいろ調査等お疲れさまでした。ありがとうございました。

続きまして、報告事項「天沼地区地区計画区域の景観形成について」を議題としたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「天沼地区地区計画区域の景観形成について」の報告をいたします。

パワーポイントの画面にてご説明をいたします。配付資料は同様の内容ですので、後ほどご覧ください。

初めに、天沼地区における都市計画に係る手続き及び景観審議会への報告状況をご説明させていただきます。都市計画に係る手続きの流れは、左側のフロー図となります。都市計画提案書の受理を平成25年1月17日に行い、その後説明会等をへて、都市計画決定・変更告示を土地区画整理事業の認可とあわせて平成26年9月5日に行いました。景観審議会への報告としましては、これまでに2回行っております。1回目は第7回景観審議会にて、都市計画提案の事前届出の概要と、既設ららぽーと等の商業施設の色彩計画について報告をいたしました。2回目は第9回景観審議会にて、都市計画提案の概要と対応状況について報告しております。そして、本日報告させていただく天沼地区地区計画区域の景観形成については、景観審議会3回目の報告となります。

次に、都市計画決定・変更の概要をご説明いたします。まず初めに、天沼地区地区計画区域の位置でございますが、図に示すとおり、平塚駅の北側約1キロメートルに位置しております。こちらは都市計画変更の内容です。左の図が変更前で、右の図が変更後となります。用途地域、高度地区、防火及び準防火地域の変更を行っております。

次に、地区計画の決定についてご説明いたします。周辺地域の良好な環境の維持を図りつつ、天沼地区の計画的な土地利用と、緑豊かなまちづくりを実現し、将来にわたり良好な景観と都市環境の維持・増進を図ることを目的に、地区計画を決定しております。地区計画の地区区分としまして、スクリーンに表示されている図のとおり、住宅地区A・B、医療・福祉地区、商業地区A・B、工業地区の全6地区となります。各地区の面積は、表に示すとおりとなります。

続きまして、地区施設の説明でございます。配置及び規模を図で説明してまいります。道路としましては、天沼地区を東西に結ぶ地区のメイン道路である幅員18メートルの区画道路1号、区画道路1号から北に延びる幅員10メートルの区画道路2号、幅員6メートルの区画道路3号から5号、幅員4.5メートルの区画道路6号を配置しております。公園は面積約3500平方メートルの公園1号と、約2000平方メートルの公園2号の2カ所。緑道は、区画道路1号南側の緑道1号と、商業地区A東側の緑道2号で、それぞれ幅員は3メートルとなっております。歩行者通路は、商業地区A西側と南側の歩行者通路1号と2号、商業地区B西側の歩行者通路3号で、それぞれ幅員は2メートルとなっております。植栽帯は工業地区周囲への緩衝帯の役割としまして、工業地区南側・北側・東側に幅3メートルの植栽帯1号・3号・4号、西側に幅5メートルの植栽帯2号を定めております。

こちらは、建築物等に関する制限の概要でございます。建築物の用途の制限、壁面位置の制限、高さの制限、形態または色彩その他の意匠の制限等を定めております。

次に、天沼地区地区計画景観ガイドライン地区施設編のたたき台について、説明

をさせていただきます。

まず初めに、ガイドラインの目的となりますとおり、天沼地区地区計画区域は、平塚市総合公園から馬入ふれあい公園に至る緑のネットワーク上に位置することから、地区内の整備テーマに緑の大軸線を掲げるなど、景観に配慮することとしています。そこで、市民・事業者・行政がともに、地区計画及び景観計画に基づく景観づくりを、総合的かつ計画的に進めていくための指針として、平塚市天沼地区地区計画景観ガイドラインの策定に向け、現在検討を行っております。また、本日報告をさせていただくこちらのガイドラインは、地区施設編として地区施設に関する事項をまとめたものとなります、今後、建築物等のガイドラインも追加していく考えでございます。

ガイドラインの位置づけとして、天沼地区地区計画を補完するものとなり、平塚市景観計画等と整合を図ったものとなります。

対象行為は天沼地区地区計画区域内で行われる建築物、工作物の建築、及び道路・公園などの地区施設の整備の際に適用がされます。

次に、各地区施設の景観ガイドラインの内容となりますと、先に構成からご説明いたします。1つ目に、景観づくりの目標や方針を定めた整備方針、2つ目に、その場所の特徴や特性から景観に配慮いただきたい事項をまとめた特記事項、3つ目に、天沼地区にかかわらずすべての地区計画において共通の基準となる共通事項、以上3つの構成となっております。本日は、整備方針と特記事項の説明を主に行います。

それでは、区画道路の内容からご説明いたします。区画道路の整備方針は、「道路は、人々の生活と深く係わっています。道路の通行者が四季を身近に感じができる空間にするなど、親しみやすい道路づくりを目指します。また区画道路1号は、商業地区と接していることから賑わいを創出します。」と掲げています。特記事項は、区画道路1号と2号のみ設けておりまして、区画道路1号の内容は、歩道の路面仕上げは景観に配慮するため、インターロッキングまたはカラーアスファルト舗装等の選定に努めること、緑道1号と一体的となるような空間整備に配慮すること。区画道路2号の内容は、区画道路1号歩道の路面仕上げと合わせる等、一体となるような空間整備につとめること。1号・2号共通の内容としまして、公園への出入りについては、誰もが利用しやすいよう開放的な空間とすること、しております。

次に公園です。整備方針は、「公園は、人々が憩いの場として利用することから、周辺環境との調和に配慮し、緑豊かな愛着のもてる公園づくりを目指します。また、公園1号は区画道路2号の沿道景観を補完する役割を担い、公園2号は緑道とともに「緑の大軸線」を牽引します。」と掲げています。公園1号の特記事項は、区画道路2号側の樹木は、植栽帯2号の樹木との調和に配慮すること。公園2号の特記事項は、区画道路1号側の樹木は、緑道1号の樹木との調和に配慮すること。公園1号・2号両方の共通の基準としまして、公園の出入りにつきましては、誰もが利

用しやすいよう開放的な空間とすること、としております。

次は緑道です。整備方針は、「ゆとりと潤いある空間を創出し、「緑の大軸線」として地区全体の良好なイメージを牽引します。」と掲げています。緑道1号の特記事項は、季節感のある樹木を取り入れること、樹木は周囲の樹木との調和に努めること、歩行空間の路面仕上げは、景観に配慮するためインターロッキングブロックまたはカラーアスファルト舗装等の選定につとめること、区画道路1号の歩道との路面仕上げを合わせるなど、一体的となるような空間整備に配慮すること、としております。

次は歩行者通路です。歩行者通路の整備方針は、「地区内の回遊性・利便性の向上など多様なネットワークの創出を目指します。」と掲げています。歩行者通路につきましては、特記事項を定めてはおりませんが、共通事項には、路面材の素材、色彩などは周辺環境との調和したものの選定につとめること、としております。

次は植栽帯です。植栽帯の整備方針は、「「緑の大軸線」としての連続性を確保するとともに、工業地区周辺の植栽帯が遮蔽性を持つ緩衝緑地帯として機能し、周辺環境の保全を図ります。」と掲げています。植栽帯1号・2号の特記事項は、植栽帯1号の樹木は緑道1号の樹木との調和につとめること、植栽帯2号の樹木は公園1号の樹木との調和につとめること、樹木は緩衝緑地帯としての機能を有するため、緑量のある樹種の選定につとめること、としております。

こちらは整備イメージでございますが、商業地区Aと工業地区の平面図となります。緑道は、施設へのアプローチ部以外はこちらのような空間を想定しております。高木は、常緑と落葉の混植とし、地域性に配慮した樹種を想定しております。また、高木以外の緑色の部分は、芝と低木地被類のポイント植栽となります。工業地区については、こちらの写真のような整備を考えており、低木、垣根状の中木、高木による緩衝緑地帯の整備を行っていきたいと考えております。

こちらは商業地区A・B間の整備イメージの断面となります。緑道の歩行空間は、区画道路1号の歩道を補完し、開放的な空間整備を検討しております。樹木についても、下枝の高い樹種を選定し、視覚の連続性の確保を図っていきたいと考えております。また、図左側にございますように、地区施設としての位置づけはありませんが、商業地区Bの歩道側に樹木を植栽し、建物による圧迫感の軽減を図っていきたいと考えております。

ガイドラインの説明は以上となります。本日報告をさせていただいたガイドラインの内容はたたき台でございまして、今後事業者と調整を行い、更新していくものとなりますので、ご了承ください。また、今後の景観審議会では、本日いただくご意見に対する反映状況と進捗の報告を予定しております。

以上で天沼地区地区計画区域の景観形成についての報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。議題について、報告がございました。ガイドラインに

については、たたき台ということで、余り固まってしまわぬうちに委員の皆さんのご意見をいただきたいということで、ご説明がございました。ただいまの説明について、ご質問またはご意見がございましたらお願ひいたします。

(委員)

私は今年度から委員になりましたので、今までの経緯がわからないのですが、7回目以降の審議会の中で、何回か都市計画提案に対する報告があったのだと思うのですが、概要や当時の議論を簡単に教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、ガイドラインの1ページ目の目的の中に、大きなコンセプトとして緑の大軸線の話がありますが、それがどのように位置づけられているのかということと、この区画道路の中にどのように反映されていくのかということです。例えば、区画道路1号の歩車の道路断面は、ある程度決まっているのでしょうか。それも含めてこれから検討していくのでしょうか。

3点目は、それに関連して、商業地区Aやそれらにかかる駐車場の動線はどのように考えられているのかということです。駐車場の動線そのものは景観ではないのですが、実際この街路等を、どのようにデザインにしていくかというときに、歩行者等の動線のあり方が大きく影響すると思います。

今回、地区施設のことに関するご報告なので、その辺は議論してはいないとは思うのですが、全体としてどういう状況にあるのかわからないと、これに対する意見もしにくいと思っておりますので、その辺を報告していただければと思います。

(事務局)

第7回の景観審議会での報告の概要ですが、既設の商業施設の色彩計画のプランニングのような資料をご覧いただきまして、それに対し委員の先生方からご意見をいただいたという形です。ただ、実際の建築物の計画といったものは、まだ固まっていない状況でしたので、高彩度の色は使わないでくださいや、退色しにくい材料を選定してくださいという意見でございました。

(事務局)

商業地区Aに大規模な商業施設があり、北側の商業地区Bに立体駐車場ができるという計画です。その間に、区画道路1号を予定しております、その基本的な道路断面は歩道も含め18メートルの幅員でございます。現在のところ、自転車道を2.5メートル、歩道を2.5メートルで配置する計画でございます。南側・北側の両側に自転車道と歩道を設置し、残りの区間が車道となります。詳しい内容については、まだ神奈川県警との協議があり、今後詰めていくこととなります。

現在のところ、歩道部分の2.5メートルの部分に街路樹を植えるのは、歩行者空間の確保から厳しいだろうということで、当初から南側に緑道を確保し、街路樹にかかるものを緑道に植え、軸線をとっていくという計画です。北側については、

工場の地区や商業施設の立体駐車場や公園などに高木等を植え、緑の景観を形成したいと考えているところです。

駐車場の動線については、商業施設に対して左折イン・左折アウトが基本的な考え方で、東側の国道129号から直接出入りはせず、区画道路1号から車と歩行者の出入りがあるということになっています。

(委員)

最近は自転車道にするよう指導があり大変だと思いますが、自転車と自動車と歩行者の動線交錯があるので、歩行者を中心としていく軸線であれば、適切な駐車場の出入りも含め、立地などにご配慮をいただきながら、検討していただく必要があるのかと思います。

また、公園2号は、歩行者も含め、たまり場になる場所と想定されます。デザインも含め詳細を詰める必要があると思います。

(会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

今のご意見というのは、たしか最初のころに、どこにどういう交通量なのかといった議論をしたように記憶しています。その問題は、この地域がどのように集客するのかということと相まって大きな問題になるのかと思いますので、具体化した際に、よくご検討を重ねていただければと思います。

(委員)

商業地区Aと商業地区Bの横断も出てくると思います。景観的にも軸線となる街路なので、この商業地区Aと商業地区Bの関係など含め、両側が一体化した魅力的な場所がつくられていくといいと思います。

(事務局)

神奈川県警との協議の中で、商業地区Bの立体駐車場についても左折イン・左折アウトを原則としており、当然歩行者の動線もどうするのかという話をしております。最終的な方向性としては、1階の平面で歩行者を渡すのは厳しいということから、歩行者と車がお互いに行き来できる上空通路を渡さざるを得ないとなっております。そうすることで左折アウトができる状況をつくり、できるだけ西側の道路に出すのではなく、東側の国道129号に出入りの車両を誘導することが駐車計画上望ましいと指導を受けております。

(会長)

車も上空通路で渡すのですか。

(事務局)

はい、駐車場をお互い行き来する計画となっています。歩行者や自転車と、交錯するのは安全上好ましくないということで、そういういた交差部をできるだけ限定し、自転車道に対し歩行者との安全性を重視していくよう指導を受けております。このことから、上空通路での処置もやむを得ないのでないかと考えています。

(委員)

商業地区AとBが立体で結ばれるということでしょうか。

(事務局)

そういうことです。

(会長)

そうなると、緑道のイメージを損ねないようにつくり込むことを、商業者とよく検討していただく必要があると思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また計画が具体的になった時点で、順次ご報告いただけることですので、またご意見をいただく機会があると思います。では、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたします。

[景観審議会閉会 午後12時15分]